

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 削除</p> <p>七 (略)</p> <p>八及び九 削除</p> <p>十～二十六 (略)</p> <p>二十七 削除</p> <p>二十八～七十四 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 低出力体外衝撃波治療法 虚血性心疾患(薬物療法に対して抵抗性を有するものであつて、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術による治療が困難なものに限る。)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であつて、HER2が陰性のものに限る。)</p> <p>九 削除</p> <p>十～二十六 (略)</p> <p>二十七 S-1内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う初発の胃がん</p> <p>二十八～七十四 (略)</p>